

熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則の制定について

熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則を次のように制定したいので議決を  
求める。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学年及び学期並びに休業日等（第2条 - 第5条）
- 第3章 教育活動（第6条 - 第11条）
- 第4章 教材の取扱い（第12条・第13条）
- 第5章 職員組織等（第14条 - 第27条）
- 第6章 服务等（第28条 - 第33条）
- 第7章 施設、設備等（第34条 - 第37条）
- 第8章 雑則（第38条 - 第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第1  
62号）第33条の規定に基づき、熊本市立特別支援学校（以下「特別支援学校」と  
いう。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

第2章 学年及び学期並びに休業日等

（学年及び学期）

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 校長は、前項の規定にかかわらず、学年を分けて、前期及び後期の2学期とすることができる。この場合において、校長は、あらかじめ熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

（休業日）

第3条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(7) 学年を通じ、12日以内で校長において指定する日

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第6号までの休業日を変更することができる。この場合において、変更後の同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

3 前条第3項の規定により2学期とする場合にあっては、校長は、第1項の休業日のほかに、秋季休業日を別に定めることができる。この場合において、当該秋季休業日及び同項第3号から第6号までの休業日の通算日数は、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数を超えることはできない。

4 第1項第7号の指定、第2項の変更及び前項の秋季休業日の設定を行う場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

（臨時休業の報告）

第4条 非常変災その他急迫の事情により、臨時に休業を行ったときは、校長は、速やかに委員会に報告しなければならない。

(授業日と休業日の振替)

第5条 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、あらかじめ委員会に届け出て、授業日と休業日を振り替えることができる。

### 第3章 教育活動

(教育課程の編成)

第6条 特別支援学校の教育課程は、特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年文部科学省告示第37号)及び委員会の定める基準により校長がこれを編成し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

(学校行事等の企画及び実施)

第7条 特別支援学校における教育活動の一環として実施する学校行事及び修学旅行、野外活動等の校外行事(以下「学校行事等」という)については、校長は、別に定める基準により企画し、及び実施するものとする。

2 前項の学校行事等のうち、宿泊を要する行事を実施する場合は、校長は、その計画内容を委員会にあらかじめ届け出なければならない。

3 前2項に定めるものを除くほか、重要又は異例に属する行事を実施する場合は、校長は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

(特別支援学校以外の施設の利用)

第8条 前条に規定する場合を除き、特別支援学校以外の施設を利用する場合は、校長は、あらかじめ利用目的等を委員会に届け出なければならない。

(感染症の罹患者等に対する出席停止の指示)

第9条 校長は、感染症にかかり、又はその疑いやおそれのある生徒がある場合は、その生徒に対し、出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定による指示を行ったときは、その理由を明記して速やかに委員会に報告しなければならない。

(学校給食の運営)

第10条 特別支援学校の給食の運営については、委員会が別に定めるところによる。

(生徒の事故等の報告)

第11条 生徒に重大な事故又は集団的疾病等が発生した場合は、校長は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

### 第4章 教材の取扱い

(教材の使用)

第12条 特別支援学校は、教育上有益かつ適正と認める教材を使用することができる。

- 2 特別支援学校は、教材の選定に当たって、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。

(教材の使用の承認及び届出)

第13条 特別支援学校が教科書に準じて使用する学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に規定する図書については、校長は、委員会の承認を得なければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、特別支援学校が継続的かつ計画的に教科書の補充用として使用する教科書以外の教材については、校長は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

第5章 職員組織等

(学級編制等)

第14条 校長は、認可を受けた学級数に基づいて学級を編制しなければならない。

- 2 校長は、学級を担当する職員及び教科を担当する職員を命じ、委員会に報告しなければならない。

(校務分掌)

第15条 特別支援学校においては、調和のとれた学校の運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

- 2 校長は、職員の校務分掌を定め、学年始めに委員会に届け出なければならない。

(職員会議)

第16条 校長の職務の円滑な執行に資するため、特別支援学校に職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が校務運営上必要と認めるときに、これを招集し、主宰する。

(学校評議員)

第17条 校長は、学校運営上必要があると認めるときは、学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の推薦に基づき、委員会が委嘱する。
- 3 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教頭)

第18条 教頭は、校長の命を受け、所属職員を監督し、校長を補佐する。

(校長の職務代理等)

第19条 教頭は、校長に事故があるとき(海外出張、海外旅行、休職、病気等により校長の妥当な意思決定が不可能又は著しく困難なときをいう。)はその職務を代理し、又は校長が欠けたとき(校長が死亡し、退職し、若しくは失職し、又は免職されたときをいう。)はその職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が委員会に届け出た順序で、その職務を代理し、又は行う。

(校長の事務の代決)

第20条 校長が不在のときは、急施を要するものに限り、教頭がその事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、あらかじめその処理について指揮を受けたものに限るものとする。

2 代決した事務については、速やかに校長の後閲を受けなければならない。

(主幹教諭)

第21条 特別支援学校に主幹教諭を置くことができる。

2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

(主事)

第22条 特別支援学校に主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 主事は、特別支援学校に属する主幹教諭又は教諭の中から、校長の意見を聴いて、委員会が命免する。

3 主事は、校長の監督を受け、校務をつかさどる。

(教務主任等)

第23条 特別支援学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事(以下「教務主任等」という。)を置く。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、特別支援学校における保健に関する事項をつかさ

どり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

5 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

6 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

(教務主任等の命免)

第24条 教務主任等は、特別支援学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、委員会が命免する。ただし、保健主事については、養護教諭をもって充てることができる。

(主事等の任期)

第25条 主事及び教務主任等(以下「主事等」という。)の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 学年途中で主事等を命ぜられた者の任期は、発令日から当該学年の3月31日までとし、再任を妨げない。

(主事等以外の主任等)

第26条 特別支援学校に、主事等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

(事務主幹等の職務)

第27条 事務主幹は、校長の監督を受け、事務を統括し、その他事務をつかさどる。

2 事務主任は、校長の監督を受け、事務を整理し、その他事務をつかさどる。

3 主任事務職員及び事務職員は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

## 第6章 服務等

(勤務時間)

第28条 職員の勤務時間の割り振りは、校長が行う。

(出張)

第29条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、校長の4日以上にわたる県外への出張については、委員会の承認を得なければならない。

2 職員は、出張後速やかに校長に文書をもって復命しなければならない。

(研修)

第30条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する職員が勤務場所を離れて研修を行う場合は、研修の目的、場所、期間等を明示して校長の承

認を得なければならない。

- 2 校長又は前項に規定する職員が現職のままで1以上にわたる研修を受ける場合は、委員会の承認を得なければならない。

( 休暇 )

- 第31条 職員の有給休暇は、別に定めるもののほか、校長が承認する。ただし、校長の3以上にわたる休暇は、委員会が承認する。

( 職務専念の義務免除 )

- 第32条 職員の職務に専念する義務の免除は、別に定めるもののほか、校長が承認する。ただし、校長の職務に専念する義務の免除は、委員会が承認する。

( 職員の事故等の報告 )

- 第33条 職員に重大な事故等が発生した場合は、校長は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

## 第7章 施設、設備等

( 施設及び設備の管理 )

- 第34条 校長は、特別支援学校の施設及び設備( 備品を含む。以下同じ。 )を管理し、その整備に努めなければならない。

- 2 校長は、特別支援学校の施設又は設備が滅失し、又は毀損した場合は、速やかにその概況その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

( 施設台帳等 )

- 第35条 校長は、施設台帳及び設備台帳を調整し、その現有状況を記載し、毎年度末に委員会に報告しなければならない。

( 施設及び設備の使用 )

- 第36条 校長は、特別支援学校の施設及び設備を社会教育その他の公共のために利用させるときは、熊本市立学校施設使用条例( 平成5年条例第29号 )により、処置しなければならない。ただし、3以上にわたる長期の使用又は異例の使用の場合には、あらかじめ委員会の指示を受けなければならない。

( 防災計画 )

- 第37条 校長は、毎年度始め、特別支援学校の防災計画を定め、委員会に報告しなければならない。

## 第8章 雑則

( 諸表簿 )

第 3 8 条 特別支援学校には、学校教育法施行規則( 昭和 2 2 年文部科学省令第 1 1 号 )  
第 2 8 条に規定するもののほか、次の表簿 ( 以下「 諸表簿」という。 ) を備えなければ  
ならない。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 卒業証書授与台帳
- (3) 公文書綴
- (4) 職員の出張命令簿及び復命書綴
- (5) 諸願届等綴
- (6) 当直命令簿及び日直日誌
- (7) 転退学者名簿
- (8) 学校経営案
- (9) 視察簿
- (10) 諸会議簿
- (11) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める表簿

2 前項第 1 号及び第 2 号の表簿は永年保存とし、当該表簿以外の諸表簿は別に定める  
ところにより保存しなければならない。

( 事務引継ぎ )

第 3 9 条 職員は、退職、転任、休業、休職等を命ぜられたときは、校長にあっては委  
員会の指定する職員に、校長以外の職員にあっては校長の指定する職員に担当する事  
務の引継ぎをしなければならない。

( 宿日直 )

第 4 0 条 校長は、風水害の場合等、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を  
得て、別に定めるところにより、職員に宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

( 学校規程の制定 )

第 4 1 条 校長は、法令、条例、規則等に違反しない限りにおいて、校則その他の学校  
規程を制定することができる。

( 学校評価等 )

第 4 2 条 校長は、別に定めるところにより特別支援学校の教育活動その他の学校運営  
の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置



を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

- 2 校長は、特別支援学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者と連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(委任)

第43条 この規則に定めるもののほか、特別支援学校の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(提出の理由)

熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則を制定するにあたり、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第8号に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。